

令和六年厚生労働省令第六号

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第三十六条の三十第二項及び第三項並びに第三十六条の三十六の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。（勘定区分）

第二条 法第三十六条の二十八の特別の会計（次条及び第十五条第一号において「流行初期医療確保措置特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。（予算の内容）

第三条 流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第八条第二項の経費の指定

二 第九条第一項ただし書の経費の指定

三 法第三十六条の三十一第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

四 その他予算の実施に関し必要な事項（予算の添付書類）

第五条 収入支出予算は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従つて区分するものとする。

第六条 支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。（予算の添付書類）

第七条 社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとすると載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

に、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

支払基金は、第一項の規定による繰越しをして、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越し計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

支払基金は、第一項の規定による繰越しをして、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越し計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

